

議案第 1 4 号

向日市公共調達基本条例の一部改正について

向日市公共調達基本条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市公共調達基本条例の一部を改正する条例

向日市公共調達基本条例(平成30年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(下請負人との契約)</p> <p>第10条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>(昭和31年法律第120号)その他の関係法令を遵守するとともに、市と契約を締結するに当たっては、当事者間の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結するよう努めなければならない。</p>	<p>(下請負人との契約)</p> <p>第10条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、<u>下請代金支払遅延等防止法</u> _____ (昭和31年法律第120号)その他の関係法令を遵守するとともに、市と契約を締結するに当たっては、当事者間の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結するよう努めなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。